




修徳まちづくり憲章

第1部 補遺（案）



平成21年10月
修徳自治連合会
修徳まちづくり委員会



目 次

1. さらに住みよいコミュニティの形成に向けて

[修徳自治連合会 会長 平井常夫]

2. 修徳まちづくりの考え方

3. コミュニティが直面する問題

4. コミュニティ資源の発見と創造

5. 町並みのルール

6. 町並み形成の仕組み



1. さらに住みよいコミュニティの形成に向けて

修徳自治連合会 会長 平井常夫



修徳学区民の皆さんが自治連合会の活動と、その総まとめである「まちづくり」の活動に、平素から、ご理解とご協力をいただいていることに改めてお礼を申し上げます。

修徳学区はもともと、いわゆる職住共存地域として、地域に住みついた職人さんやお商売の店舗や勤め人の町家が通りをはさんで並び、町内の人たちは朝の門掃きから自然に顔をあわせ挨拶をかわして、気候や健康を互いに確認して、地域の絆を形成してきました。

建築技術の限界もあったかもしれませんが、家屋もその生活にふさわしい建て方を継承してきました。戦後の経済成長の著しい時代には、住居を郊外に移しても、また、サラリーマンが増加しても、通勤で出入りするときには、挨拶ができました。修徳学区らしい町並みと町家が、逆に、その雰囲気を保たせてくれていたといえましょう。

しかし、とくに、バブル経済でビル化した商店や、バブルがはじけたあとの繊維産業の衰退によるマンションの急激な増加が、伝統ある修徳の町並みを崩してきました。また、そのために、在来住民の人口の倍近くになったマンション住民の90%が、地域のコミュニティ形成の空白地帯になっております。現在、防災、防犯、子どもの健全育成、高齢者や障害者を地域でまもるなど、きれいで安心して暮らせ、みんなが住み続けたいと思える学区(まち)を創るために、『まちづくり憲章(第2部)』を策定しようと検討を続けております。マンション住民の皆さんにも、そのようなコミュニティ活動に参加していただけるような仕組みを考えていきたいと思っております。

平成18年3月に策定した『まちづくり憲章(第1部)』によって、マンションやビルなどについては、町並みの乱れに一定の歯止めをかけることができましたが、個人の住宅については、建築が完成するまで全く分からないという状態が続いています。京都市の『新景観条例』という基盤ができ心強い限りですが、京都らしいだけでなく、修徳学区らしい「伝統と創造を兼ね備えた」町並みを創りだしていくため、今回、『まちづくり憲章(第1部補遺)』をご提示いたしました。

学区民の皆さんは、建物の増改築、新築の場合には、施主である方と町内会と近隣の皆さん、そして、まちづくり委員会(建築分科会)とが一緒になって、家屋の設計について、話し合える雰囲気と仕組みを醸成していただきたいと思いますよう、切に、お願いする次第であります。

2. 修徳まちづくりの考え方

[1] 契機

修徳学区の「まちづくり」は、修徳学区を含む七学区(修徳、成徳、格致、有隣、豊園、開智、永松)の児童が洛央小学校に統合されることが決まり、修徳自治連合会が役員会に修徳小学校跡地問題を上程した平成4年4月10日からスタートをきりました。

[2] コミュニティの新しい核

小学校跡地の検討過程で、単に何を誘致するかという問題だけに矮小化せず、『社会教育プラザ花と緑 健康と福祉の学区(まち) 修徳』を「まちづくりテーマ」として掲げ、跡地の建物を「修徳ふれあい福祉会館」と名付けました。ここには、①下京図書館を誘致して生涯学習を、②特別養護老人ホームと学区民の活動スペースを創ることによって地域が高齢者福祉を支える「まち」を、さらに③滝と四季花の咲く樹木のあるみんなで創った修徳公園によってきれいな環境と各世代の交流を、それぞれ実現することができました。こうして、小学校に替わる新しい学区民の絆の核ができあがって現在に至っています。

[3] コンセンサスを創りあげる文書主義

修徳学区の「まちづくり」は、広報紙「脩徳」や「修徳まち通信」、各種団体の由来と意義を加えた役員名簿の「修徳便覧」と、アンケート、ワークショップなどを併用しながら、文書による学区民のコンセンサスを確認し、平成13年4月の『修徳学区の地区計画』と平成18年の『修徳学区まちづくり憲章(第1部)』に到達いたしました。

それに引き続き、現在、まちづくり委員会では、『憲章(第1部)』に掲げたまちづくりを推進すると共に、日常生活のなかにひそむ安心安全を脅かす要因を探り、防災や防犯などの危機管理システムを実現し、「安心安全のまち」を創りあげるため、『まちづくり憲章(第2部)』の作成を並行して検討しております。

[4] 『まちづくり憲章(第1部)』と、その補遺の意義

『まちづくり憲章(第1部補遺)』は、『憲章(第1部)』をより詳しくするだけでなく、今後の町並みと建物を学区民みんなで保全し、再生し、創造するために、コミュニティとして「話し合いの仕組み」を実施していくことを決めています。京都市が定めたデザイン基準では、修徳学区は「旧市街地型美観地区」と「沿道型美観地区」に指定されていますが、そのような一般的な地区指定だけでは捉えられない町や通りの固有性を大切にし、修徳学区独自の町並みと建物を創っていく必要があると考えるからです。

3. コミュニティが直面している問題

私たちの生命と暮らしには、安全性、健康性、利便性、快適性・アメニティ、持続可能性など、多岐にわたる問題を解決する必要があります。現代社会では、これらの問題の解決を行政や企業などに任せてしまうことが多いのですが、それだけでは住みよいコミュニティを形成することは不可能です。まちづくりとは、住民が中心となって、行政、企業、専門家などと力を合わせて、コミュニティが直面している「問題」を明確に把握し、問題を解決する手がかりとなる（地域に内在する）「資源」を発見・創造すると共に、それらを活用して「問題解決」を実践していくことだと思えます。

修徳学区のコミュニティが直面している問題と、それらに対するまちづくり委員会における取り組みをまとめると次のようになります。

[1] 繊維産業の衰退とマンション建設と町並みの乱れ

日本経済の成長の時代が長く続き、そのピークであるバブル景気までに、郊外や近隣府県に居宅を移して町の職住共存構造を崩壊させてしまい、さらに、バブルがはじけると繊維産業が凋落し、その売却跡地にマンションが次々に建設されて町並みを乱していきました。まちづくりのワークショップで最初に問題になったのは、マンション建設の際の家屋解体と建設に伴う騒音・塵芥の被害、町家を圧倒する「町並みと調和しない高層建築物」などであり、入居してくる顔の見えないマンション住民の数的な圧迫感も不満の対象となっていました。近い将来のマンション建築の仕様は、マンション住民のみなさんが孤立せず、人間関係を豊かにできるものにしていかなくてはなりません。顔の見える共用空間の構造、町内会とも交流のできるアメニティ空間の確保、町並みと調和する景観など、今後の課題であります。

[2] マンション住民とコミュニティの関係

マンションの建設に伴う人口増加と若い世帯の増加は、地域にとってとても歓迎していることです。そのことにより、地域に活力と賑わいがもたらされ、住みよいコミュニティが形成される可能性が生まれるからです。しかし、現状では、マンション住民のみなさんの多くが町内会や自治連合会に加入されておらず、地域に住まう住民相互のコミュニケーションが不足しています。これは、犯罪者に付け込まれたり、災害時に住民の安全を守れなかったりする事態につながりかねないことです。私たちは、どのような手順や仕組みを用意すれば、マンション住民のみなさんにコミュニティの一員として「まちづくり」に参加してもらえるようになるのか検討を続けています。町の環境を共有する立場で働きかけ、みんながその人なりにまちづくりに参加できるような方策を『まちづくり憲章(第2部)』に追加していこうと考えております。

[3] 商店街の賑わいの喪失

近隣地域への大・中規模のスーパーマーケットの進出や百貨店の拡充で買い物の流れが変わり、松原商店街の賑わいを奪ってしまいました。商店街の衰退は、商店の危機であるだけでなく、私たち学区民が一カ所で買い物ができなくなり、専門店のよい食材が手に入らないなどの悩みが発生してきています。とくに、移動の手段をあまり持たない高齢者には心身ともに負担を強いることになっています。

同時に、これは町並みの問題でもあります。商店であった所が空き家になったり、シャッター街となったり、いわゆる「しもたや」住宅が増えて商店がまばらになったり、あるいはそこに建築される建物と町並みとの調和が崩れたりしております。

この商店街の賑わいの回復は、商店街の人たちが主体的に取り組んでくれなければならないことであり、自治連合会やまちづくり委員会がいかに活動したとしても、できるものではありませんが、他学区である西洞院通以西とともに、商店街のみなさんが行動を起こしてくれるように、何らかの対策を講じなければならぬと考えています。

[4] 歴史的資源にふさわしい町並みの自覚

それぞれの通りに適した町並みを創りあげていく場合、その周辺の歴史的資源の理解と、それにふさわしい町並みの自覚があるかどうか問題となります。

修徳学区の各町や通りには、町名の由緒、天皇の里内裏、公家や受領の邸宅、寺社跡など修徳学区民の誇りとなる歴史的資源に事欠きません。それらの地域に住む学区民、そこに建つ建物の設計者、建築家のみなさんがそれを自覚して、その地域にふさわしい建物を創り出しているかどうかをよく考え、それを実現できる雰囲気や仕組みを考えていくことが課題となっています。

[5] コミュニティ資源の保存、再生、創造の基準

修徳学区には、著名な歴史的資源以外にも、コミュニティ資源として位置づけることのできる建物も少なくありません。私たちは、それらを「修徳町並み文化財」（仮称）と呼び、まちづくりの大切な資源として活用していきたいと考えています。しかし、町家といっても歴史的な変化を遂げてきており、現存する町家をそのまま保存するのか、元の状態に復元するのか、また、町家に看板を取り付けた建物を再生する場合にどの時期の町家にすべきなのか、あるいは町家を保存するのではなく、思い切って新たに平成の町家として創造してもよいのか、今は、判断基準がありません。点在する洋館、個人住宅ビルの取り扱いについても今後の課題といえます。

以上のような問題意識とこれまでの取り組みをふまえて、『まちづくり憲章（第1部補遺）』及び『憲章（第2部）』で取り組むべき課題を具体的に抽出するために、学区を4つの小地域に分け、その小地域ごとに住民のみなさんに集まっていただき、各地域の課題を出し合うワークショップを開催し、修徳学区が直面する5つのまちづくりの課題をまとめました。

1. 修徳らしい町並みづくり

長い歴史と自治の伝統をもつ修徳の町並みも、近年、乱れが目立っています。周囲の町並みへの気遣いに欠けたビル・マンションや戸建住宅の増加、ガレージの増加、空家のまま放置されているところなども気になるところです。一方で、地域の中には、多くの史跡、社寺、京町家なども残っており、また新しい建物でも、住民がよいと感じておられるものが散見されます。

平成18年に行った『修徳の住まいや町並みに関するアンケート調査』では、修徳の町並みは魅力があると感じておられる方は2割強にとどまっています。一方で、7割を超える人が、建て替えの際には周辺への配慮が必要と考えておられます。

人が暮らし、働く営みがあって、その現れが町並みだと言えます。地域の歴史と伝統を大切に、周りへの気遣いをしながら、新しい活力を生み出していく、そんな修徳学区の力が、町並みを魅力あるものに、整えていくのではないかと考えます。

行政の規制だけで良好な町並みが作れるわけではありません。地域住民が主体的に関わってこそ、地域の特性に合った町並みづくりが進むと考えています。

2. 安心して歩けるみち

修徳学区では、幹線道路に囲まれた地域内側は、万寿寺通など狭い道に通過交通が多いことが、安心して歩けない大きな要因となっています。併せて、道路自体にも、でこぼこな箇所があったり、側溝が崩れていたりする箇所が見受けられ、きめ細かな整備が必要です。

道路整備などのハードな対策に加えて、交通規制の在り方、駐車、駐輪などの利用のマナーなどのソフトな対策も必要です。

また、通り景観の大きな要素でもある道路は、舗装などのデザインも問題です。電線類の地中化、道路の美装化なども視野にいれて、通りの景観にも寄与する安心して歩けるみちにしていくことが必要です。

3. 気づかいを大切にした生活環境の維持

町をみると、ごみ置き場でのゴミの散乱、吸殻のポイ捨て、ペットの糞尿の放置など、地域の環境を損なう問題が見られます。地域外の方が、そうしたマナーに欠ける行為をする場合もあるようです。現在は、門掃きの習慣や、気がついた地域の人が片付けてくれるため、かろうじて通りがきれいに保たれている状況です。

犯罪者に犯罪の機会を与えないためにも、マナーの向上とともに、ゴミや吸殻のポイ捨てをさせないような、環境づくりが必要です。

また、これからの時代、地球温暖化などの環境問題も、身近な地域に引きつけて考え、取り組んでいくべき問題だと考えます。

4. 地域ぐるみの防犯・防災

子どもを狙った犯罪、高齢者への犯罪など、住民の中での不安感は増えています。修徳学区では、地域住民の絆の強さ、あいさつ運動などの取り組みもあってか、幸いにも、今のところほとんど犯罪は発生していません。各町内会などの尽力で街灯が維持されており、夜の通りも比較的明るく、防犯に役立っていると思われまます。

しかし、今後もこの状況を継続できる保証はありません。地域ぐるみで防犯対策等に取り組んでいくことが大切だと考えます。

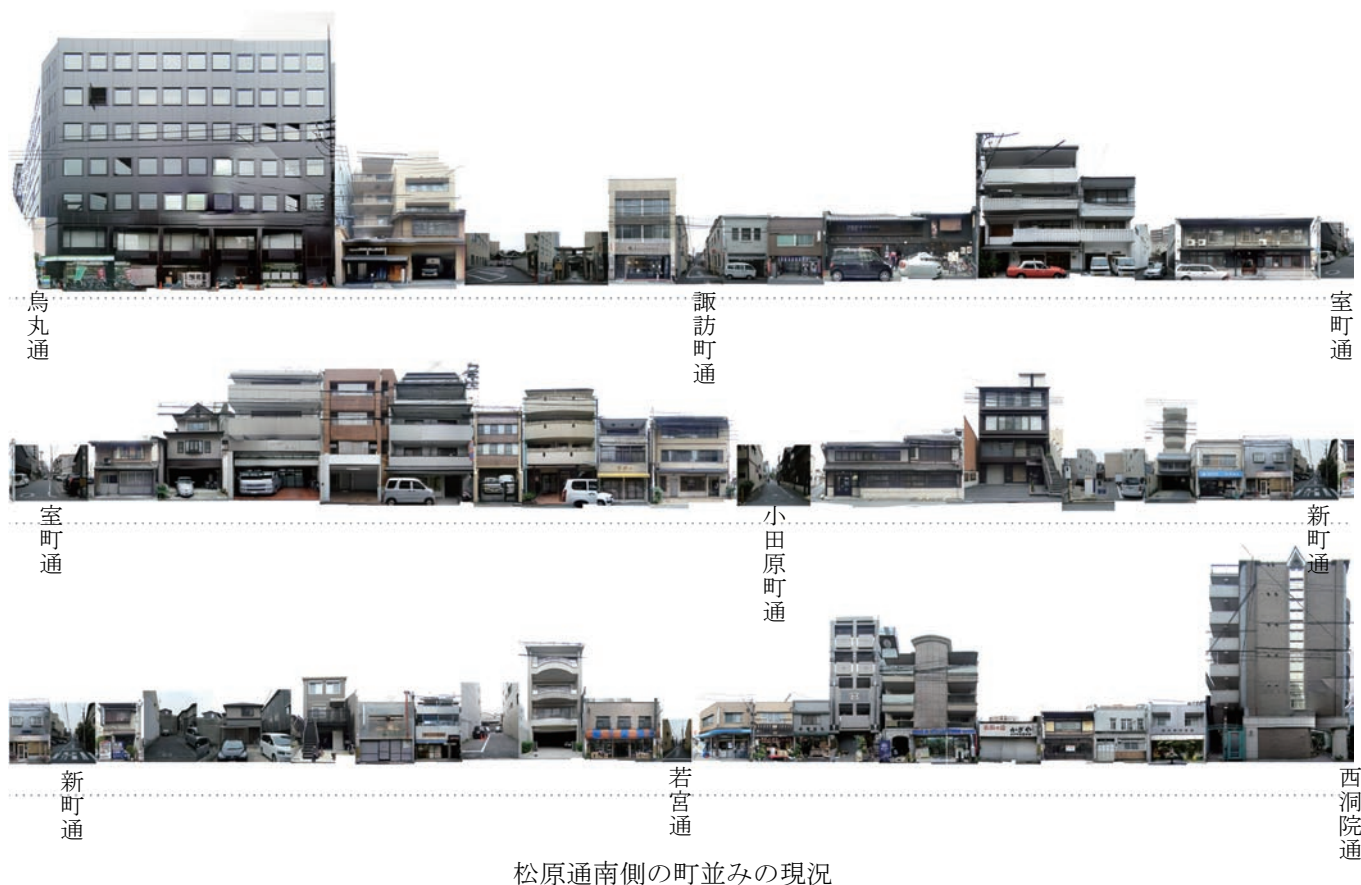
災害時の対策も不可欠です。例えば、震災時には、発生当初は、行政の支援は期待できず、地域住民が助け合いながら乗り切る必要が生じます。こうした危機管理も大切です。

5. 地域住民同士のつながりを強めること

修徳学区のよさのひとつが、住民相互のつながりの強さだと言えますが、近年、人口増加の傾向が続いた中で、新しく来られた住民とのコミュニケーションが不足していると言えそうです。

一人暮らしのお年寄りなどは、町内会と関係がないと安否確認さえも覚束なくなる可能性があります。

地域住民相互につながることは、誰にとってもメリットのあることです。負担感が大きいというイメージだけで、みることはありません。応分の負担を担いながら、それに見合ったメリットを享受できるような、多様な人が多様な形でつながっていく、地域のネットワークを広げていくことが大切だと考えます。



4. コミュニティ資源の発見と創造

まちづくりの目標は、コミュニティが直面する「問題」を解決し、人間がより良く生きることが可能な環境を整備することだと思います。このとき、問題解決の手がかりとなり、豊かな生命と暮らしの維持・拡大に役立つものを「資源」と呼びます。

ここで注目したいのは、まちづくりの手がかりとなる、みんなで共有する「コミュニティ資源」です。個人が所有する資源も、しばしばコミュニティ資源としての価値をもつことに留意する必要があります。個人の資源である住宅も、町並みの景観という共有の資源を構成する重要な要素であるという意味では、コミュニティ資源として理解する必要があります。

私たちは先にコミュニティが直面する様々な問題を抽出してきましたが、それらの解決の糸口は長い時間をかけて地域住民が蓄積してきたコミュニティ資源にあると考えます。まちづくりの出発点は、修徳学区に潜む豊かなコミュニティ資源を発見するところにあります。ワークショップやアンケート調査を通じて、幅広い視点から修徳学区の宝物としてのコミュニティ資源を発見し、場合によっては新たに創造していく試みを展開したいと考えています。

ここでは、その手引きとなる典型的なコミュニティ資源をまとめておきます。

[1] 歴史的資源

(1) 興味深い歴史上の人物関係とこの地域にある邸宅

修徳学区という地域には、歴史上政治や文化を動かしていた人物の生活の場というべき多くの邸宅があり、大内裏で政治が行なわれなくなった平安中期以後は、天皇の妃の実家などの里内裏や、上皇の場合は仙洞御所で政務がとられました。とくに、平安末期から鎌倉初期にかけては、政治や文化の中心が下京区の地域に移りましたので、修徳学区は多くの史跡を有する、歴史と文化の伝統の質の高さを誇りにできる地域といえます。

(イ) 平安中期

(A) 具平(ともひら)親王と紫式部

平安時代中期、学校の教科書で撰関期の最盛期、藤原道長の時代といえ、みなさんもご存じでしょう。村上天皇の第七皇子、具平親王の千種殿(ちぐさどの)という別邸がありました。六条坊門小路(今の五条通)、樋口小路(万寿寺通)、室町小路(室町通)、西洞院大路(西洞院通)に囲まれた大邸宅でした。そこでは、具平親王が後の中書王とたたえられた学者で、慶滋保胤(よししげのやすたね)という学者と紫式部の父や伯父が学問のグループをつくっておりました。紫式部もこの邸宅に出入りしておりました。源氏物語の「夕顔の巻」の光源氏と夕顔のモデルは、具平親王と下女であると言われていています。藤原道長も村上源氏との関係を重視しておりましたから、親王の娘と自分の子息頼通とを結婚させています。

(B) 白河院政と大江匡房(まさふさ)の江家(ごうけ)文庫

摂関政治の時期が終わり、白河院政の時代になると、烏丸小路(烏丸通)、室町小路、六条坊門小路、樋口小路に囲まれた一町四方の邸宅は、小六条院といわれ、白河上皇の御所でした。ちょうどその西側に、具平親王の千種殿があり、院の近臣、大江匡房がその大邸宅を買い取り、江家文庫をつくり万巻の書を蒐集して納めたといわれています。

(口) 平安末期

(A) 天皇の外戚平清盛と里内裏

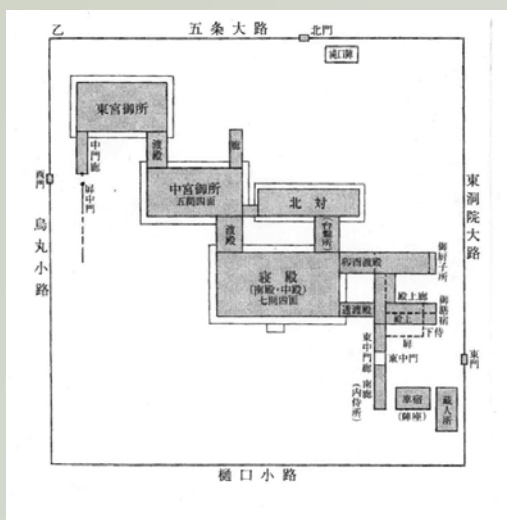
平清盛は自分の娘建礼門院徳子を高倉天皇の妃とし、安徳天皇が生まれます。その高倉天皇と安徳天皇の里内裏が東洞院大路、烏丸小路、樋口小路、五条大路(松原通)に囲まれた邸宅です。

(B) 平清盛と萱堂

富永町の東側には、萱堂蓮光寺がありました。そこには「駒止地蔵」の伝承があります。平清盛が鴨川の氾濫で埋まっていた「弘法大師作の地蔵尊」の前で、馬が止まって動かないので、河原を掘ってみるとその地蔵尊がでてきました。それを萱堂に安置したといえます。この萱堂蓮光寺は秀吉の京都改造計画で、下寺町通五条下る塩釜町に移転させられ、現在もそこにあります。

(C) 修徳学区の歴史の中心人物、藤原俊成

平安末期から鎌倉初期にかけて、五条大路(松原通)の烏丸小路から室町小路にかけては、冷泉家の祖である藤原俊成の邸宅がありました。五条大路に住んでいたため、五条三位と呼ばれておりました。新玉津島神社は、文治2年(1186)年後鳥羽天皇の勅命によって、和歌山の玉津島神社の歌道の神衣通郎姫(そとほしのいらつめ)を移し祀って以来、松原通烏丸西入の現在地にあります。後白河法皇の命で、俊成は千載和歌集を撰進するとき、邸宅の西半分(諏訪町より西)を和歌所としました。また、都落ちの途中で引き返し千載和歌集に一首なりとも採用してほしいと、秀歌の巻物



五条東洞院内裏

太田静六著『寝殿造の研究』P. 599
より引用



俊成社。五条三位藤原俊成卿を祀る。俊成郷の本邸宅が松原町にあったという通説は誤りである。

をさしだした平忠度の願いを入れて、俊成は、「さ
ぎなみや 志賀の都はあれにしを むかしなが
らの 山桜かな」を選んだという平家物語の話は
有名です。

(ハ) 鎌倉初期

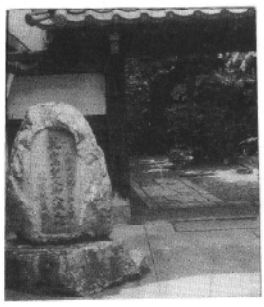
(A) 藤原俊成と法然親鸞との架け橋九条兼実

西洞院大路の樋口小路から五条大路にかけて
は、関白九条兼実の花園別邸がありました。兼実
の信仰の師が、「念仏することだけで浄土で仏に
なれる」浄土信仰をはじめた法然でした。

そして、兼実は、僧が妻帯してもなんの障りもないならと、
それを証明するため、弟子の親鸞に自分の娘玉日姫を嫁がせま
す。親鸞は流刑にされるまで、この花園別邸に住み、晩年京都
に帰ったときも、ここで著述にはげみしました。今も大泉寺には
法然が月見をした「庭と月見の池」があり、親鸞と玉日の塔が
あります。また、光圓寺には、「親鸞聖人入滅の地」の石碑が立
っています。



大泉寺の庭にある「実際の月見の池」の縮尺版。湧き水が枯れて、今はから池だが、由緒が生きる。



松原西洞院東入る光圓寺
門前の「親鸞聖人御入滅の
地」碑



新玉津島神社本殿。歌道の神
衣通郎姫（そとほしのいらつめ）を祀
る。



関白九条兼実は法然に
帰依していた。入道姿
の花園別邸の主。



月見の池の南側奥に、親鸞と玉日
姫の墓（右の石塔）がある。これは史跡と
して、『親鸞聖人正明伝』の裏づけがある。

(B) さて、その九条兼実の政敵が、具平親王を祖とする村上源氏(武士の源氏ではなく、公家の源氏です)の右大臣源通親(みちちか)です。中野之町の北側に住んでいた近衛中将源雅通は、通親の父です。そして、通親は、材木町の東側に住んでいた後白河法皇の妃丹後局と組んで、源頼朝の娘、大姫(おおひめ)を天皇の妃にすることを計ります。公卿の合議制など頼朝とともに朝廷の改革を推進していた関白九条兼実は、頼朝と切り離され、関白辞任に追い込まれます。兼実の子良経と俊成の子定家は仲がよかったので、通親の策動には相当困らされたようです。定家は、新古今和歌集の編纂のメンバーに選ばれると思っていたら、40歳の定家に対し、39歳までと年齢制限をかけられ、俊成の天皇への働きかけで選ばれる事件がおこります。また、良経は官位が上るとき、通親に邪魔をされないように祈ってくれと定家に頼んだりしています。また、法然や親鸞とは違った仏教をはじめたこの通親の子である曹洞禅の道元が、晩年、京都に帰り、親鸞のなくなった場所と対称的な位置、高辻通西洞院西入る北側でなくなり、今「示寂の地」の石碑がたっているのも興味深いことだといえます。

(二) 江戸時代・京都の城下町化

二条城を中心とした京都の城下町化によって、各藩の京屋敷が建てられます。中野之町の亀山稲荷は、その亀山藩の京屋敷の中にあつた社です。坂東屋町にも西側に、伊予宇和島藩の京屋敷がありました。



亀山藩京屋敷の稲荷社

(2) 町と町組の伝統

(イ) 明治維新で第14番組に統一

足利義満が金閣を建てたところから、町ができはじめ、応仁の乱から戦国時代にかけて、町の連合である町組が組織されます。織田信長が町の自衛権や警察権、裁判権を認めて、町と町組の自治が確立します。松原よりも南の町と町組が発展したのは、秀吉が西本願寺を寄進して寺内町が発展してからのことです。

修徳学区の町は、巽組、川西9丁組、川西16丁組にわかれて所属していましたが、明治維新で第14番組として、現在の修徳学区の範囲に一円化されました。

(ロ) 日本で最初の小学校

修徳小学校は明治2年5月21日に開校即日授業が開始されています。また、この小学校は、土地を徳万町の北条太兵衛さんが寄付し、学区民の寄付を集めて建設されました。小学校の経営は、日本最初の小学校会社を官民半々の出資で設立してすすめられました。欧米諸国に追いつくには、教育が大切ということを実践した京都の小学校に感動した工部卿伊藤博文が「脩厥徳」と扁額に大書してくれ、命名してくれました。これは、中国の古典『詩経』文王章第6章の「なんじの祖を念うことなからむや、ここにその徳を修めよ、永くここに命に配し、自ら多福を求む」からとったものです。その精神は、「祖」すなわち「周の文王」を念う＝「復古の精神」が、その前の第1章の「周は旧邦なりといえども、その命は新たなり」＝「維新」と結びついた明治維新の精神そのものでした。

修徳学区の歴史的資源概略図

[修徳学区は平安中期から鎌倉最初期にかけての政治と文化の中心地であった]

	籌屋	近江守 藤原隆時邸	兵部大輔 大江公資邸		万寿禅寺	五	万寿禅寺
		東洞院大路 大江町			深草町		
	松	高倉天皇、安徳天皇 五条東洞院内裏		大	樋口斎院(賀茂神社に 奉仕の内親王潔斎の宮)	条	
因幡薬師	俊成	不明門通 吉水町		堀	玉屋町		
	原	(元藤原邦綱邸)		寿	(後に安嘉門院邦子内親王領)		
		俊成社		町	悪王子社	通	
		烏丸小路 五条烏丸町		寺	悪王子町		
	通	新玉津島神社	権大納言		白河上皇小六条院	～	白小
	津	永念寺	藤原邦綱邸	通御	諏訪町通 高砂町	六	河六
	島	五条三位	弁財天町	供	(北院)	条	上条北
	五	藤原俊成邸		石			皇院院
		千載集和歌所		樋			
		室町小路 元両替町		長	坂東屋町	坊	
近衛中将	条			口	(1) 具平親王別邸		慶滋保胤
源雅通邸	中			刀	千種殿	門	
龜山稻荷	大	小田原町通	徳万町	小	小田原町		
右馬頭	之	萱堂蓮光寺	修徳小跡	路	丹後局 (後白河妃)	小	池亭
藤原信隆	路				材木町	路	
		町小路(新町 富永町)			[後に、白河院政のとき、 大江匡房が買い取り江家 文庫をつくる) 布屋町	～	
	藪	道祖神社		月			
南蛮寺	下	若宮通	龜屋町	見			
		九条兼実の花園別邸 (親鸞居所) 大泉寺		町			
光圓寺	町						
		西洞院大路					
永養寺		五条天神					

[注] 歴史的資源図の見方[学区の矩形の都合で方角は上部が東です]

(1) 町名は統合のある現在の町名でなく、正式地名になっています。

吉水、俊成、五条烏丸、悪王子、長刀切の各町が分離され24町です。

(2) 例えば、松原通は、平安京では、五条大路といわれ、清水寺参詣のメイン道路でした。()内は平安京の呼称が入っています。

(3) 不明門、諏訪町、小田原、若宮の各通りは、秀吉の京都大改造の際生まれた通りで、平安鎌倉時代には、もちろん、なかった通りです。

(4) 色分けしてある寺社は現存しているものと、当時あったが現存していないものも記載しております。

深草町の万寿禅寺⇒東福寺へ 悪王子町の悪王子社⇒八坂神社へ

富永町の萱堂蓮光寺⇒下寺町通五条下る東へ

藪下町の南蛮寺(ここの竹林が藪下の由来)⇒秀吉のキリシタン弾圧で消滅

(5) 色分け

(A) 寺社は原則として黄色にしていますが、邸宅内にあったものや、

現在邸宅がなくてもその範囲内にあるものについては、色を変えていません。

(B) 色をつけた範囲は、当時の邸宅や寺社の規模を表わします。

[2] 建物資源

私たちは、修徳学区の町並みに貢献している建物を探し出し、それらを「修徳町並み文化財（仮称）」として評価したいと考えています。これは、コミュニティとして今後守るべき景観資源となる建物を決定し、町並み形成の範例を示すことにより、まちづくりの機運を高めようとする試みです。

ここには、修徳町並み文化財の候補をいくつか例示します。

(1) 町家

修徳学区の町並みを構成する基本要素となる建物は「町家」です。しかし、一口に町家といっても、その姿は時代によって相当異なっています。室町時代の町家は、屋根は板葺きで、垂に石を置いている粗末な感じの家ですが、二階には落下防止の手すりや格子があり、感覚的に現代でも応用できそうな意匠を備えています。江戸時代の町家は、瓦屋根のグレーと幅のせまい白壁の下に茶色の壁面とコントラストに富む町家ですが、そのデザインは明治時代の町家に継承され、瓦屋根、虫籠(むしこ)、出格子、駒寄せと組み合わせられます。大正・昭和時代の町家では、瓦屋根の下に、大きいガラス窓があり、真鍮などの金属棒が格子のようにはまっております、その下には支えとなる豪華な石造りの板が使われています。

現在、平成時代の町家をどのように創造すべきかが問われています。



熊谷邸(大正期)



阪邸(築100年超、元酒屋)



今井邸(昭和初期の3階建)



秋保花月扇



谷口邸



梅津邸(大正末期)



萬年荘 テクトスタジオ
(町家の再生・平成期)



野村邸

(2) 町家風のビル、近代建築、神社・お寺など

神社やお寺など、歴史的資源で現存するものは、町並みの核となる建物資源として重要な価値を持っています。また、町家を活用した店舗、近代建築、町家風の意匠を備えたビルなどにも、意匠に工夫を凝らし、町並みに貢献している建物が少なくありません。

修徳学区の町並みに貢献していると思われる建物を発見してみましょう。



新玉津島神社



光圓寺



旅館十四春



田中直染料店



夜明屋



倉八



小谷邸



當野邸

(3) 町並み

修徳町並み文化財の選定を通して、町並みや建物を見る眼を養いましょう。なぜその建物を文化財として評価するのかを議論することを通して、きれいな町並みを形成するための建物のデザインのあり方を発見することができます。

実際にワークショップでは、個々の建物の良さだけでなく、町並みとしての良さも大いに評価されています。修徳学区には、何軒かの建物が連なった魅力的な町並みをいくつも発見することができます。文化財としての価値をもつような町並みを形成していきたいものです。

「建物ひとつひとつを見るのもいいけど、その歴史的な流れとかいうので、このあたりは面白いというか、ひとつひとつのストーリーがあると思うんです。」

「このへんは揃ってるな。」「揃ってますねえ。」

「これはいい家やなあ。」「やっぱり、隣がこうやったら、自分のとこだけあんまり勝手なことできひんからね。」

(町並みに貢献している建物を評価するワークショップにおける発言より)



諏訪町通の町並み

[3] 環境資源

修徳学区には、通りの向こうに遠望できる山々、街区内にある奥庭や坪庭、樹木や水の流れのある公園やお寺・神社など、自然との触れ合いを可能にする環境資源が数多く存在しています。そこには、樹木や昆虫・鳥などの生態系が息づいています。都心にありながら、自然を色濃く感じることのできる環境はかけがえのないものといえます。これらの環境資源を保存・再生し、創造していくことは、住みよい町を形成していく上でとても大切なことです。

[4] 人的・社会的資源

修徳学区には、歴史的資源として取り上げた町・町組の伝統があり、人と人とのつながりを大事にする気風が今でも脈々と受け継がれています。学区内に住まう多様な人々がお互いのコミュニケーションを大切にして、安全で安心して暮らせる町をつくってきたのです。

また、美しい町並みや住みよい環境は、住み続けたいと思う人を増加させ、結果として優れた人的資源（人材）の蓄積をもたらします。それが町の発展の原動力となるのです。

現在、多くの都市では、コミュニティが衰退し、犯罪や災害に対して大変脆弱な社会が成立しています。それに対して、修徳学区の自治会連合会や町会には、人の絆を基盤とした数多くの委員会があり、「修徳ふれあい福祉会館」と「修徳公園」を核として、修徳学区自主防災会の防災訓練、夏のふれあい広場「サマーナイト in 修徳」、修徳ふれあい大運動会、冬の子どものための大会など、多岐にわたる自治活動やサークル活動がくり広げられています。こうした濃密な人間関係とそれに基づくコミュニティの活動も、まちづくりの重要な資源なのです。

5. 町並みのルール

[1] 町並みをかたちづくるもの

私たちは日々この修徳学区の町で暮らし、働いてきました。人々の営みはそれぞれ相互に関係しあい、影響を及ぼし合い、コミュニティを成熟させ、町家を中心とした修徳らしいたたずまいの感じられる魅力的な町並みをかたちづくってきました。そのなかには新玉津島神社、俊成社など沢山の旧跡があり、いつも歴史の香りを漂わせています。そして、時代とともに変化する町並みの中であって、町家や旧跡の姿は変わることなく私たちの心に残り、原風景として代々受け継がれてきました。

また、町の通りの先には美しい山々が遠望でき、自然の懐に抱かれているという安心感のなかで、四季折々の変化を味わうことができる潤いのある生活をしてきました。町並みを構成する建物（町家）はある一定幅の寸法の間口のもとに連なり、大きな規模であってもそれにふさわしいスケールの平入りの正面がおもての景観をつくり、その裏には、庭木の緑や井戸の水、風や光を大切にした奥庭や坪庭が連続する豊かで安らかな空間を内包していました。このような、建物と自然、建物と建物、建物と人との関係性が町をつくってきたのです。

かつて町家が連なる時代には、建物は木、土、瓦という自然の素材と限られた要素の組合せでつくられ、統一性があるなかでお互いに少しずつ違うという多様性を併せ持った、コミュニティの表現としての安心感のある町並みが形成されていました。

一方で、明治時代に入ってから擬洋風様式の小学校、腰高の石貼り町家、点在する洋館、良質の近代建築など、新しいデザインを取り入れる寛容さと大胆さをあわせ持った進取の気性は京都の伝統でもあります。ここで取り入れられた新しい要素は、歴史的な蓄積を背景として培われたものであり、様々な時代の創意工夫がお互いに触発し合い、さらなる伝統として受け継がれてきました。伝統と進取は相互に支えあい、町を豊かにしてきたのです。

このように、通りをはさんだ両側町の暮らし、通りから見える山々や街区内部に組み込まれた緑などの自然が、豊かな生活文化や人と人のつながりを大切にするコミュニティを育んできました。そうした暮らしの中で実現されてきたものが私たちの住む修徳学区の町並みだといえます。こうした町並みの伝統を継承しつつ、21世紀の新たな町並みを形成していくために、コミュニティの力を結集しましょう。

[2]町並みルールはなぜ必要か

そこで、現在の修徳学区の町並みに目を向けてみると、かつて町が持っていた大切なものが失われてきたことに気づきます。

本来その人のよりどころであるべき、場所の記憶や歴史は顧みられず、あまり建物のデザインに生かされているとは思えません。町家が壊されるたびにつながっていた通り景観の方々に穴が空いてしまい、その敷地が空地のままに放置されたり、あまり配慮のない駐車場になったりしています。

平安京から受け継いできた町家を基本とした敷地割のルールは、マンションや商業施設のための敷地統合や建売住宅のための敷地細分化によって、急速に失われつつあります。その結果、建物は高層化し、威圧的になっていますが、その建物の姿は町にふさわしい景観を創りだしているとは思えません。

現在の都市計画法や建築基準法のもとでは、私たちは法的に定められた規則さえ守っていれば、敷地内で自由に建築行為を行うことができます。そのため、個々の建築行為は孤立し、人間どうしの関係、歴史との関係、周辺環境との関係などを絶つ方向に進んでしまっていることは否めません。他者との関係や自然との関係に配慮しない個人主義的な価値観に支えられた「建築の自由」は、どうも良好な町並みを育てる方向には向かってないようです。

昔は材料、構法、デザインの選択肢が限られていたがゆえに、多様でありながら統一性のある町並みが形成されたという面があります。それに対して、現代社会に生きる私たちは、技術や経済の発展を背景として、町並みを構成する建物、工作物等について、多様な選択肢を手に入れています。『建築は個人のものであっても、みんなのものである町並みの構成要素である』との認識のもと、共有の価値観を写し出す町並みを形成するために、さらに注意深い意志を持って建築行為に関わっていく必要があるのではないのでしょうか。

それでは、修徳学区にふさわしい町並みを作っていくために、どうすればよいのでしょうか？京都市では平成19年9月に「新しい景観政策」が施行され、建築物等のデザイン基準が定められています。このデザイン基準は、地域固有の特性をふまえた地区別の基準として作成されており、修徳学区の場合、烏丸通りと五条通りから30mの範囲は「沿道型美観地区」、その他の部分は「旧市街地型美観地区」に指定され、共通基準の他にそれぞれ地区別のデザイン基準が設定されています。しかし、これは京都市内を大きく色分けした地域区分に過ぎず、修徳学区の町や通りをきめ細かくコントロールする基準としては十分なものとは言えません。

また、現行のデザイン基準には、個々の建物が守るべき「規制法」としてのルールが詳細に定められていますが、それらを守ることでどのような町並みが形成されるのかというビジョンが定かではありません。私たちが修徳学区で暮らし続けていくためには、これらのデザイン基準に加えて、何よりも将来こういう町にしたいというビジョンを共有し、それぞれの町や通りの固有性をふまえた魅力的な町並みを形成していくための「創造法」としてのルールを作成する必要があるのではないのでしょうか。

美しい町並みは、単なる形・色・素材などの調和にとどまらず、地域住民の町への意識の高さや生活文化の水準の高さの現れとして実現されるものです。地域の安全性、子どもたちを育てる環境、住民の健康、お年寄りや障害者への福祉などの生活上の諸問題を、力を合わせて共に解決していくコミュニティが形成されていることが、町並みにもにじみ出てくるのです。私たちは、こうしたまちづくりを推進していく土壌の上で、町並みの景観を考えていきたいと思えます。

修徳学区が直面しているまちづくりの課題をふまえて、これまでの歴史の中で育んできたコミュニティ資源、特に町並みの資源をいまいちど評価した上で、私たちの時代のものとして再構築し、美しい町並みを形成しましょう。そのためには、住民の共通理解のもとでの町並みのルールづくりが必要不可欠です。住民が合意したルールの下で、個々人の価値観を満足させつつも、町との関係に目を向け、町並みに貢献する建築を実現していくことが可能になります。五十年後、百年後にも継承される価値を持つ景観を形成していくことが修徳学区の町並みルールがめざすところなのです。

[3]町並みルール（基準）

美しい町並みを形成するためには、他の建築や工作物との関係、建物の構成要素間との関係、建物と都市・自然との関係など、多岐にわたる関係をデザインする必要があります。ここでは、「通りの景観」「単体のデザイン」「遠くからの町並み」について町並みのルールを作成しています。

◎通りの景観

それぞれの通りには、その通りの持つ歴史や人々の暮らしに根づいた町並みがあります。これらの通りごとの特徴に配慮して調和するデザインにしましょう。



（通りごとの連続写真や通りのパース、写真を使って検討をしましょう）

(1) 通りの連続性を大切にしましょう。

- ・ 通りから見える建物などの色を、その面積、彩度、明度、色調などに配慮して、周囲と調和するようにしましょう。
- ・ 壁の位置、特に1階と2階の壁の位置が周辺と調和するようにしましょう。
- ・ 軒先や棟など、建物出隅部分の位置に注意して連続性を損なわないようにしましょう。
- ・ 道路や軒下の地面、前庭などの地表面の材料や色を周囲と調和するようにしましょう。
- ・ 通りから見た空と建物等との境界線（スカイライン）を大切にして、空の眺望に配慮しましょう。
- ・ 電柱が通りの景観に大きく影響していることに留意して、対応しましょう。
- ・ 歴史的な建物や工作物、町の発展とともにつくられた洋風町家や近代建築に配慮しましょう。



（軒先のラインが町並みの連続性を作っています。電柱が景観に大きく影響しています。）



（連続性のある町並み。道路面や空も重要であることがわかります。）



（歴史的建造物や洋風町家、近代建築も大切にしましょう。）

(2) 通りの建物解体などによる連続性の消滅に対応しましょう。

- ・ 建物がなくなり、空地や露天駐車場などになると、町並みの連続性が損なわれます。また、これまで見えていなかった建物の側面が露出し、通りの景観が大きな影響を受けます。
- ・ 建物を解体する前に、再利用できるかどうかを検討しましょう。
- ・ 土地を空地のままにする場合は町並みに配慮して塀などを設置しましょう。
- ・ 駐車場にする場合は町並みに配慮したゲートや塀などを設置しましょう。
- ・ 建物の解体により隣家の側面が通りに露出する場合は、連続性に配慮して側面補修をしましょう。
- ・ 減築や改装（リフォーム）の時は通りの景観に貢献できるようにしましょう。



(解体中の建物 右写真が解体前の建物)

(側面への配慮も必要です。)

(3) 通りの角、どんつきの景観に配慮しましょう。

- ・ 通りの交差点やT字路のどんつきは、両通りや遠くからもよく見えるため、通りの景観上重要な意味を持ちます。この位置では特に景観に配慮し、十分に検討するようにしましょう。



(通りの角は景観上重要な建物です。)



(どんつきの建物は正面によく見えます。)

《こんな意見が出ています》



(ワークショップから)

「自分のところだけ勝手なこと
できません」
「周囲の建物と似ているけど少
しずつ違っている」

◎単体のデザイン

通りの景観に配慮し、町並みに調和するデザインを心がけましょう。町を歩いて見る視点や人々の暮らしに根づいた視点から、それぞれの建物や工作物などの細部のデザインにつくりこむようにしたいものです。

(1) 町を歩いて見る視点で

- ・ 町を歩くと建物ひとつひとつを細部まで鮮明に見ることになります。また、建物の正面に立つとその建物のもつ魅力が伝わってくる場合があります。通りに面する建物の正面を主外観として、必要な側面の外観を含めて、魅力的な、すぐれたデザインになるように検討しましょう。
- ・ 建物が細部まで鮮明に見えると、材料の肌合いや職人さんの細部へのこだわり、手わざを感じるができます。このことを踏まえて検討しましょう。



(歩いて暮らす町並みを大切にしましょう。)

(2) 暮らしに根づいて

- ・ 建物の表と裏、内と外をつなぐことにより、人の気配や暮らしが感じられる、コミュニティのあり方に配慮したデザインを検討しましょう。
- ・ 格子は通りと建物内部の関係を適度に調整するすぐれた機能を持っています。積極的に活用しましょう。



(厨子2階京町家の糸屋格子)

(3) 細部をていねいに

- ・ 歩いて見る視点から、適切な材料を選択し、細部をていねいにつくりこむようにしましょう。
- ・ 格子に代表される京町家のデザインを取り入れましょう。
- ・ 空調室外機やメーターなどの設備機器が景観を壊すことのないように、目隠しをするなどの配慮をしましょう。

- ・ 自動販売機や掲示物が景観を壊すことのないように配慮しましょう。
- ・ 閉まっているシャッターが通りの景観やコミュニティのあり方に負の影響を与えることに留意して、格子戸などを活用することにより、町並みに調和するようにしましょう。
- ・ 電線や配管が景観を壊すことのないように、敷地への引き込み位置に配慮したり、見えないようにカバーをするなどの工夫をしましょう。
- ・ 軒下の地面や前庭、玄関ポーチ部分について、建物と同様に細部までつくりこむようにしましょう。
- ・ 建物周りの植栽に使用する草木の種類を選択、植栽箱（プランター）や花壇の色・形状のデザインなどについて、通りの暮らしと景観に配慮して行なうようにしましょう。



（内と外の関係の作り方、植栽の方法、軒下地面の作り方など参考になります。）



（室外機や自動販売機が通りの景観を壊します。）



（左：室外機を目隠し格子
中：メーターの囲い
右：樋の囲い）

《こんな意見が出ています》



「格子は通りが見えるしええあんなばいやけどなあ」
「室外機は裏にやれんのやろか」
「シャッターは考えんなあ」

◎遠くからの町並み

- ・ 通りから見える大きな建物は空につきだし、通りの景観を壊します。また、大きな建物の周辺では、人々は威圧感や圧迫感を覚えますし、日光や風の流れも遮られますので、暮らしの環境が破壊されます。
- ・ 大きな建物を計画する場合は、裏側の通りや交差点からの景観に配慮して、建物を小さく分節(区分) するなどの工夫をしましょう。
- ・ 周辺の威圧感や圧迫感が軽減できる措置をとりましょう。
- ・ 通りからの空の眺望やスカイライン(空と建物等との境界線) に配慮するとともに、建物の奥庭・坪庭や路地などからの空の眺望に配慮しましょう。
- ・ 自然となじむ町並みになるよう、緑地や屋上緑化などの検討をしましょう。
- ・ 遠くから眺めたときの屋根の眺望景観に配慮しましょう。



(大きな建物は周辺に威圧感や圧迫感を与えます。また、空の眺望を阻害しますので、これらに配慮した計画が求められます。)

《こんな意見が出ています》



(ローマの景観 上から)

「ローマは上から見ても美しい」
「町家の屋根瓦が連なってみえたらほっとするわ」
「世界の京都のなかの修徳や」



(京都市下京区の景観)

6. 町並み形成の仕組み

ここまで、町並み形成に向けた大枠の考え方やルールやモデルを数例示しましたが、これが完成形だとは考えていません。今後、地域内での建築活動がなされる際など、みんなで学び考える機会をもち、その経験を踏まえて、より充実・改善していくものと考えています。

この章では、町並みの資源として選んだ「修徳町並み文化財（仮称）」や町並みのルールを見直したり充実させたりしながら、修徳らしい町並み形成に活かしていくか、その進め方や仕組みについて述べます。

1. 町並み形成の取り組みを進めるにあたって、大切にしたいこと

（1）地域に関わる人が、よい地域をつくるために協働する関係をつくる

町並み形成の取り組みは、住民が互いに暮らしよい地域にするために、誇りを持てる地域にするために、協力しあい、それぞれの責任を果たす、協働の関係づくりが基本です。同じ住民という立場で、お互いに配慮しながら、上手な関係をつくっていききたいものです。

新しく来た人には、修徳学区がこんな地域だと知ってもらえる機会や、地域の人との関係をつくる機会もつくりたいと考えています。

（2）なぜ町並み形成に取り組むのか、どんな町並みを目指すのかを考え共有するプロセスをつくる

修徳学区をどんなまちにしていけばよいか、その将来像を考えながら、町並み形成に取り組むことの意味を考えたり、どんな町並みがよいかを、学んだり、体験しながら考えあうプロセスをつくれます。住民個人々人によって、町並み形成が大切と思う理由は様々だと考えられますが、多様な価値観も許容しながら、共存させていくことを目指したいと思います。

（3）新しく来る住民や事業者を含め、地域の情報を共有する

新しく来た人や、地域のことを知らない事業者などに、地域の情報を分かりやすく伝えることが大切だと考えています。例えば設計の際、施主や設計者が使いやすいように、地域の情報がまとまっていれば、活用されると思います。

2. 町並み形成に向けての取り組み

（1）地域内外への情報発信

まちづくり憲章を作成し、地域内外に、広く配布していきます。

特に、建築活動を行う施主、設計者に必ずわたるように、行政の建築・景観関係の窓口で配布してもらったり、広報やホームページ、地域のイベント時などで発信します。

(2) 町内会（通り）単位での町並み文化財と町並みルールの検討

町並み形成に関する勉強会の開催や他地域の視察など、住民が、町並み形成やまちづくりについて学び考えあう機会をつくります。

修徳町並み文化財について、町（通り）単位で、自分たちが残していきたいものを選び、“町並み文化財”に加えていきます。具体的には、町ごと、あるいはいくつかの町でまとまって、“町並み文化財”の追加作業などを通じて、町並み形成の意義を話し合ったり、町並みとして評価することを体験するワークショップを開催します。

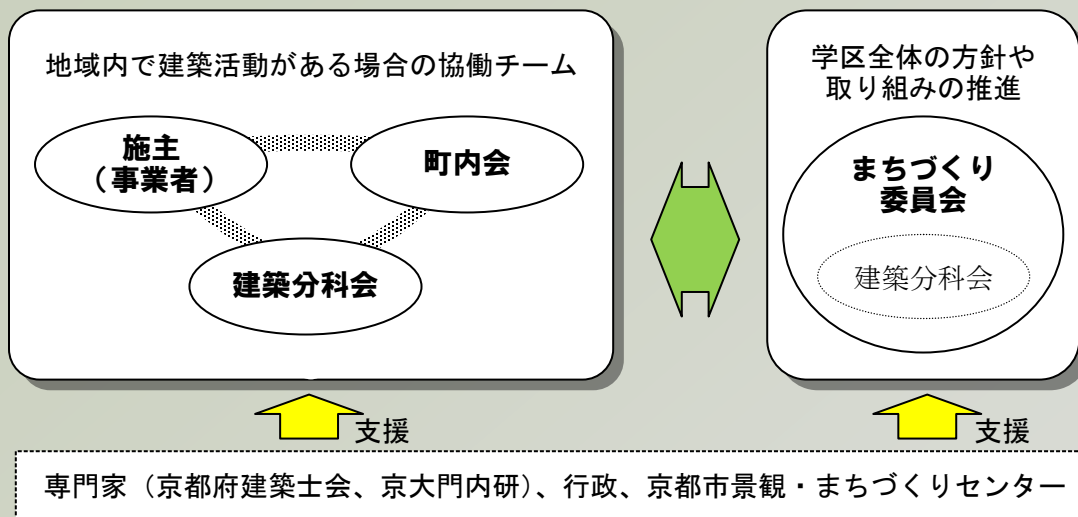
(3) 地域ぐるみの建築活動との関わり

地域内で建築活動を行う際には、施主（事業主）に、町内会や建築分科会が加わった協働チーム（3. 取り組みを進める体制参照）で、地域が取り組んでいる町並み形成の考え方の共有、今後の通りや地域の在り方など、一緒にいいまちにしていくための意見交換の場を設けます。その際、設計過程で作成したパース（建物の完成予想図）を共有します。

3. 取り組みを進める体制

地域内の日常的な建築活動に関して動くチームと、学区全体の方針づくりや取り組みの推進を担うまちづくり委員会の大きく2本立ての体制で進めます。

【体制のイメージ図】



施主（事業者）：対象物件の施主及び設計・施工を担当する事業者

町内会：町内会長及び対象土地の周辺住民から数名程度。

建築分科会：建築に関する地域のご意見番的存在。まちづくり委員会、地名研究会のメンバーで構成。協働チームには建築分科会から数名程度が参加することを想定。

まちづくり委員会：全体の方針づくり、町並み文化財や地域のルールの検討プロセスを主導する。（すまい町並み部会は、建築分科会に発展・解消となる）

専門家：建築士会、京大門内研を想定。運営や内容について、専門的立場からアドバイスをいただく。

4. これから修徳学区内で建築活動を行う方や事業者へのお願い

(1) 事前に町内会長、もしくは自治連合会にご連絡ください

修徳学区内で、建物や工作物の新築、建替、増改築、既存建物の解体、減築などの建築活動を行うおとす方（事業者）は、計画を立てる際に、その土地が属する町内会の会長、もしくは自治連合会にご連絡ください。まちづくり憲章に関連する情報、修徳自治連合会の情報などの地域情報をご提供します。

自治連合会への連絡は下記の修徳学区ホームページの問い合わせフォームから

修徳学区

検索

URL : http://kyoto-machisen.jp/chiiki_hp/syutoku_HP/syutoku_toiwase.htm

(2) 建築分科会がご相談に乗ります！

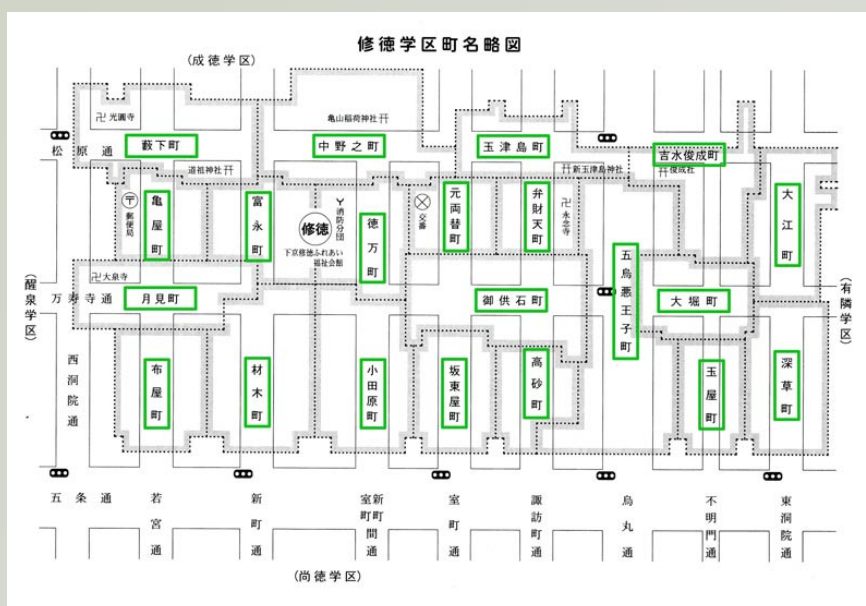
修徳学区まちづくり委員会には、地域の建築活動のバックアップを目的とする建築分科会を設置しています。この建築分科会は、地域の情報や建築に詳しい住民が集まっており、同じ住民の立場から、様々な情報提供をします。

また、建築分科会は、(財)京都市景観・まちづくりセンター、(社)京都府建築士会、京都大学大学院工学研究科建築学専攻門内研究室のご協力をいただいています。建築関連の専門情報や行政情報も、入手可能です。

(3) 一緒に修徳学区のまちづくりや町並みについて考えましょう。

修徳学区では、このまちづくり憲章にまとめたように、修徳学区にふさわしい、将来にわたって継承される価値を持つ町並み形成を目指して取り組んでいます。

町内会や建築分科会が一緒になって、修徳学区や町内の将来や町並みについて、学びあい、話し合う場を設けています。ぜひ、そこに参加して、一緒に考えましょう。





発行 修徳自治連合会
編集 修徳まちづくり委員会
協力 京都大学大学院 建築学専攻 門内研究室
(社)京都府建築士会まちづくり委員会
京都市 都市計画局 都市づくり推進課
(財)京都市景観・まちづくりセンター



この冊子は、右の助成を受けて作成しました。平成20年度：(社)京都府建築士会地域貢献活動基金
平成21年度：国土交通省住まい・まちづくり担い手事業